

消費税率引上げに伴う個人型確定拠出年金に係る各種手数料の改定について

平成 26 年 4 月 1 日（火）からの消費税率の引上げに伴い、個人型確定拠出年金に係る各種手数料を改定させていただきます。

各種手数料は下表のとおり①個人型確定拠出年金の実施主体である国民年金基金連合会（以下、国基連）、②運営管理機関である鹿児島銀行ならびに③資産管理機関である信託銀行、それぞれの手数を合算して加入者様・運用指図者様の拠出金あるいは年金資産からお支払いいただいております。

なお、今回改定する鹿児島銀行にお支払いいただく手数料は、増税分を反映させていただくものであり、税抜き手数料は変更しておりません。

○各種手数料の改定内容[税込]

＜注＞改定後の手数料については、各収納先（加入者等にとってのお支払先）により改定の適用基準日が異なるため、必ずしもお支払い総額は下表と一致しません。

手数料種別	お支払時期	お支払先	改定前		改定後	
			内訳金額	お支払総額	内訳金額	お支払総額
加入時	加入時のみ	国基連	2,700 円	2,700 円	2,777 円	2,777 円
移換時※	移換時のみ	国基連	2,700 円	2,700 円	2,777 円	2,777 円
加入者	毎月	国基連	100 円	470 円	103 円	483 円
		資産管理機関	63 円		64 円	
		運営管理機関	307 円		316 円	
運用指図者	毎月	資産管理機関	63 円	400 円	64 円	410 円
		運営管理機関	337 円		346 円	
給付時	1 回につき	資産管理機関	420 円	420 円	432 円	432 円
還付時	還付時に	国基連	1,000 円	1,420 円	1,029 円	1,461 円
		資産管理機関	420 円		432 円	
脱退時	脱退時に	資産管理機関	420 円	420 円	432 円	432 円

※移換と加入が同時の場合は、重複して手数料はいただきません。

○各種手数料改定の適用基準日

手数料種別	お支払時期	お支払先	改定後金額	適用基準日
加入時	加入時のみ	国基連	2,777 円	新規加入資格取得日（＝受付金融機関における加入申出書の受付日）
移換時	移換時のみ	国基連	2,777 円	運用指図者の資格取得日（＝受付金融機関における個人別管理資産移換依頼書の受付日）
加入者	毎月	国基連	103 円	掛金の引落日（原則、各 26 日）※
		資産管理機関	64 円	平成 26 年 4 月分の資産管理手数料より
		運営管理機関	316 円	平成 26 年 4 月分の運営管理手数料より
運用指図者	毎月	資産管理機関	64 円	平成 26 年 4 月分の資産管理手数料より
		運営管理機関	346 円	平成 26 年 4 月分の運営管理手数料より
給付時	1 回につき	資産管理機関	432 円	給付金を振込んだ日
還付時	還付時に	国基連	1,029 円	掛金の還付を決定した日（資格喪失等の処理後、還付対象の掛金があることが判明した日）
		資産管理機関	432 円	還付金を振込んだ日
脱退時	脱退時に	資産管理機関	432 円	脱退一時金を振込んだ日

※例えば、平成 26 年 3 月に新規加入取得し、平成 26 年 4 月 26 日が第 1 回拠出金（平成 26 年 3 月分）の引落であった場合、「加入時手数料」が 2,700 円（改定前）、「加入者手数料」が 473 円（国基連のみ改定後手数料）となります（5 月引落からは 483 円）。